

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業  
入札説明書

---

令和 8 年 4 月

名古屋市



## 目次

<b>第1 入札説明書の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>第2 本事業の概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業名称 .....	2
2 事業の対象となる公共施設等の種類 .....	2
3 公共施設等の管理者 .....	2
4 事業の背景及び目的 .....	2
<b>第3 公共施設等の立地及び規模並びに配置</b> .....	<b>3</b>
1 立地に関する事項 .....	3
2 施設要件等に関する事項 .....	3
(1) 既存施設の概要 .....	3
(2) 新設施設の概要 .....	3
3 土地に関する事項 .....	4
4 事業範囲 .....	4
(1) 統括管理業務 .....	4
(2) 設計業務 .....	4
(3) 建設業務 .....	4
(4) 工事監理業務 .....	4
5 事業方式 .....	5
6 事業期間 .....	5
7 事業スケジュール .....	5
8 事業者の収入 .....	5
9 事業に必要な根拠法令等 .....	5
<b>第4 応募に関する事項等</b> .....	<b>6</b>
1 応募者の参加資格要件等 .....	6
(1) 応募者の構成員 .....	6
(2) 応募者の構成等 .....	6
(3) 応募者の参加要件等 .....	7
(4) 各業務にあたる者の参加資格要件 .....	8
(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更 .....	11
2 応募に係る留意事項等 .....	11
(1) 入札説明書等の承諾 .....	11
(2) 費用負担 .....	11
(3) 提出資料の取扱い .....	11
(4) 市からの提供資料の取扱い .....	12
(5) 虚偽を記載した場合 .....	12
(6) 使用言語及び単位 .....	12
3 予定価格 .....	12
4 入札価格等に係る消費税等の取扱い .....	13

<b>第5 事業者の募集及び選定の手順</b> .....	<b>14</b>
1 事業者の募集及び選定の方法.....	14
2 選定の手順及びスケジュール（予定）.....	14
3 応募手続き等.....	14
(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付.....	14
(2) 閲覧・貸与資料の交付.....	14
(3) 現地見学会の参加申込.....	15
(4) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表.....	15
(5) 参加表明書の受付（資格審査書類の受付）.....	16
(6) 資格審査結果の通知.....	16
(7) 個別見学会及び官民対話の実施.....	17
(8) 入札の辞退.....	18
(9) 入札書及び事業提案書の受付.....	18
(10) 開札日時及び開札場所.....	18
(11) 入札の取り止め.....	19
(12) 入札の無効.....	19
<b>第6 落札者の決定等</b> .....	<b>20</b>
1 審査に関する基本的な考え方.....	20
2 評価体制.....	20
3 審査手順.....	20
(1) 資格審査.....	20
(2) 提案審査.....	20
4 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施.....	21
5 落札者の決定・公表.....	21
6 事業者の選定.....	21
7 事業の取消し.....	22
<b>第7 契約に関する基本的な考え方</b> .....	<b>23</b>
1 設計・工事請負契約の締結.....	23
2 市会の議決等.....	23
3 契約保証金の納付.....	23
<b>第8 事業実施に関する事項</b> .....	<b>24</b>
1 保険.....	24
2 リスク分担の考え方.....	24
3 誠実な業務遂行義務.....	24
4 資格者の配置.....	24
5 モニタリングに関する事項.....	24
(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法.....	24
(2) モニタリングの費用の負担.....	24
(3) モニタリングの結果に対する措置.....	24

6	その他事業実施に際して必要な事項	25
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方	25
	(2) 管轄裁判所の指定	25
7	本事業の継続が困難となった場合の措置	25
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	25
	(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	25
	(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合	25
<b>第9</b>	<b>提出書類</b>	<b>26</b>
1	入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類	26
2	入札参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類	26
	(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	26
	(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類	28
3	資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	28
4	入札時の提出書類	28
<b>第10</b>	<b>その他</b>	<b>29</b>
1	情報の提供	29
2	設計・工事請負契約に違反した場合の取扱い	29
3	問合せ先	29

**【別紙資料一覧】**

別紙 1	事業予定地
別紙 2	名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体取扱要領

**【様式一覧】**

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4	現地見学会参加申込書
様式 1-5	参加資格に関する質問書
様式 1-6	入札説明書等に関する質問書
様式 1-7	個別見学会参加申込書
様式 1-8	官民対話参加申込書

【用語の定義】

用語	定義
本事業	名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業について、市と設計・工事請負契約を締結し、実施する者をいう。
事業予定地	本事業で新設施設を整備する敷地をいう。
本施設	本事業で整備するすべての施設をいう。
新設施設	事業予定地に整備する公園広場及び地下駐車場をいう。
既存施設	既存のレクリエーション広場及び第一駐車場（外周デッキ及び外構含む。）をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書案（別紙を含む。）を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）、並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者（本事業に参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。）が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体をいう。
資格審査通過者	本事業に参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	総合評価委員会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、市と設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	応募者を構成する企業のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
総合評価委員	事業者の選定において総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うため、学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから名古屋市長が選任する名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業総合評価委員をいう。
総合評価委員会議	事業者の選定に関し、総合評価委員の意見を聴取することを目的として開催する会議をいう。
施設管理者	別途市と契約している「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業」の事業者である SPC(株式会社瑞穂 LOOP-PFD)の内、公園施設の維持管理

運營業務を担う運営管理者及び維持管理者をいう。
-------------------------



## 第 1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市公式ウェブサイトでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方は実施方針等と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、次の別添書類は、本入札説明書と一体のものとする。

- ・「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- ・「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 設計・工事請負契約仮契約書（案）」（以下「設計・工事請負契約仮契約書（案）」という。）
- ・「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- ・「名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

なお、入札説明書等、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に記載する内容を優先するものとし、これらを含め詳細な書類間の優先順位については、設計・工事請負契約仮契約書（案）のとおりとする。

## 第2 本事業の概要

### 1 事業名称

名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

### 2 事業の対象となる公共施設等の種類

公園（広場）、地下駐車場

### 3 公共施設等の管理者

名古屋市長 広沢 一郎

### 4 事業の背景及び目的

市では、令和8年に開催される第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会に向けて、令和8年3月の完成を目指して瑞穂公園陸上競技場を整備したところである。市は、新たな陸上競技場の整備による公園周辺の渋滞への対策や、雨天時及び猛暑時にこれらをしのぐことができる場所が不足しているといった問題を解消するために、レクリエーション広場東側のエリアにおいて、広場及び地下駐車場の整備を行うこととした。

本事業は、名古屋市瑞穂公園において、広場及び地下駐車場を整備することを目的とする。

なお、本事業を効果的・効率的に実施するため、民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

### 第3 公共施設等の立地及び規模並びに配置

#### 1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業予定地」の「1 立地」に示す。

#### 2 施設要件等に関する事項

##### (1) 既存施設の概要

本事業で整備する新施設は、事業予定地に隣接する既存施設の第一駐車場及び8の字ループに接続するとともに竣工時から改修を行っていない設備等について改修する計画である。既存施設の改修工事の内容については、要求水準書において示す。

既存レクリエーション広場		
面積表	地下1階床面積	11,679.58 m <sup>2</sup>
	1階床面積	324.67 m <sup>2</sup>
	P1階床面積	15.78 m <sup>2</sup>
	延床面積	12,020.03 m <sup>2</sup>
	建築面積	2,177.25 m <sup>2</sup>
既存駐車場 概要		駐車台数合計：423台（うち、車椅子用：9台）

##### (2) 新施設の概要

共通	敷地面積	整備面積	9,072.87 m <sup>2</sup>
		団地認定の面積	234,102.25 m <sup>2</sup>
	建物概要	延床面積	約 9,200 m <sup>2</sup>
		階数	3階
広場 (地上1階)	共通	機能・設備	トイレ（男子トイレ、女子トイレ、幼児トイレ、バリアフリートイレ）、用具庫、倉庫、電気室、発電機室、受水槽室、防災センター、仮眠室、シャワー室 階段、スロープ、エレベーター 一時停車スペース、駐輪場、四阿
		芝生 広場	面積
	機能・設備		天然芝
	屋根付き 広場	面積	合計約 1,500 m <sup>2</sup> （1か所は 1,000 m <sup>2</sup> 以上）
		有効天井高	4.8m 以上（1,000 m <sup>2</sup> 以上） 3.8m 以上（1,000 m <sup>2</sup> 未満）
		機能・設備	屋根、人工芝、ミスト噴霧設備
	遊具 広場	面積	約 400 m <sup>2</sup>
		機能・設備	インクルーシブ遊具
	ミスト 広場	面積	180 m <sup>2</sup> 以上
		機能・設備	ミスト噴霧設備
地下駐車場※ (地下1階)	整備面積	地下1階床面積：約 7,200 m <sup>2</sup>	
	駐車場台数	新規整備駐車場：約 190台 車椅子用：4台以上	
	機能・設備	トイレ(男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレ)、階段、エレベーター、歩道(安全通路)、消火ポンプ室、ファンルーム、倉庫	

※「約」とあるものは90%以上110%以下の範囲を許容する。

※ 事業予定地のみ（既存施設は含まない）。

### 3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等に係る基本条件については、「別紙1 事業予定地」の「3 敷地概要」に示す。

### 4 事業範囲

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細は要求水準書等において示す。

#### (1) 統括管理業務

- ア 統括マネジメント業務
- イ 施設管理者との調整・連絡業務

#### (2) 設計業務

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 障害者団体等への説明会等実施業務
- カ 地域住民等への説明等実施業務
- キ その他設計業務において必要な業務

#### (3) 建設業務

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等調達・設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク 障害者団体等への説明会等実施業務
- ケ 地域住民等への説明等実施業務
- コ その他建設業務において必要な業務

#### (4) 工事監理業務

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

## 5 事業方式

本事業は、DB方式（設計・施工一括発注方式）により実施することで、事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工物品質の確保等を図るものとする。

なお、本施設は、市への引渡し後、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の事業者であるSPC（株式会社瑞穂LOOP-PFI）が施設管理者として維持管理・運営を行う。

## 6 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和13年1月10日までとする。

## 7 事業スケジュール

次のとおりとする。

なお、事業提案書で建設期間を短縮し、引渡日をこれよりも早めた場合は、その期間とする。

事業期間		契約締結日 ～ 令和13年1月10日
①設計期間		契約締結日 ～
②建設期間	新設施設	令和10年4月1日 ～ 令和13年1月9日
	既存施設	令和11年4月1日 ～ 令和13年1月9日
③引渡し日		令和13年1月10日

※1：既存施設の休場期間（以降、一部利用制限含む。）は、令和10年4月1日～建設期間終了までの期間で、事業者が名古屋市及びSPCと協議の上、できる限り休場期間が短くなるように計画すること。

※2：芝生養生期間は建設期間に含め、引渡日に芝生が利用可能な状態とすること。

※3：建設期間の開始を、上記の「②建設期間」より変更することができる。建設期間を早める場合は、引渡日を同じ期間早め建設期間を延長しないことを条件とする。

## 8 事業者の収入

市は、本事業の業務に係る対価について、設計・工事請負契約に基づき事業者を支払う。

## 9 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書「別紙03 遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

## 第4 応募に関する事項等

### 1 応募者の参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

なお、結成する共同企業体の結成方法は、「別紙2 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体取扱要領」に準拠するものとし、「第1号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体協定書(分担実施方式)」または「第2号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業 共同企業体協定書(分担共同実施方式)」に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出すること。

#### (2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 本施設の建設業務を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6の規定に基づき建築士を配置の上、工事監理を行う企業をいう。）

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、建設業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ建設業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執

- 行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)
- が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合(民法(明治 29 年法律第 89 号) 667 条における組合契約となる団体を行い、共同企業体等を含む。)とその組合構成員の関係にある場合。その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

### (3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限において、次の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

オ 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者

カ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。)がなされていない者

キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者(同法に基づく再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)

ク 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条による破産の申立て(同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。)がなされていない者

ケ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)

によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員との双方が同時に本公告にかかる入札に参加しようとする者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり、適当と認める場合に限り、入札に参加することができる。

コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

サ 次に示す者及びこれらの者と「資本面又は人事面において関連がある者」でないこと。

なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、（2）オに掲げる者と同じ者をいう。

（ア）総合評価委員会議の総合評価委員又は当該委員が属する企業

（イ）パシフィックコンサルタンツ株式会社

（ウ）アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

#### （4）各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務の各業務等にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、（ア）及び（イ）を全ての者（広場の設計業務を実施する者は除く。）が満たし、1 者以上が（オ）を満たすこと。

また、管理技術者（設計）及び配置技術者について、（ウ）及び（エ）を満たすこと。なお、（ウ）及び（エ）を 1 者が満たしている場合も可とする。

広場の設計業務を実施する者は、（カ）及び（キ）を満たすこと。なお、（オ）、（カ）及び（キ）を 1 者が満たしている場合も可とする。

（オ）、（カ）及び（キ）を満たす者が 1 者の場合、当該者が設計業務を実施すること。（オ）、（カ）及び（キ）を満たす者がそれぞれ異なる場合、（オ）を満たす者が地下駐車場の設計業務を実施し、（カ）及び（キ）を満たす者が広場の設計業務を実施すること。

（ア）令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（ウ）管理技術者（設計）として同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

（エ）配置技術者として、同法第 10 条の 3 に規定する構造設計一級建築士及び建築設

備士を有し、設計業務を行う企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

- (オ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡し完了した延べ床面積 2,000 ㎡以上の地下駐車場の新築、増築または改築にかかる設計の実績を有する者であること（地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000 ㎡以上であること）。なお、共同事業体としての実績は、本施設の設計業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。
- (カ) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建設コンサルタント」の認定を受けており、うち「造園」を選択していること。
- (キ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の設計を履行した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の設計業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。
  - ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省第 49 号）第 7 条第 5 項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
  - ・都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和 51 年建設省都市局長通達）に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

#### イ 建設業務を行う企業

建設業務を複数の者で実施する場合は、（ア）から（エ）までは全ての者（広場の建設業務を実施する者は除く。）が満たし、1 者以上が（オ）を満たすこと。広場の建設業務を複数の者で実施する場合は（イ）及び（カ）を満たし、1 者以上が（キ）を満たすこと。なお、（オ）、（カ）及び（キ）を 1 者が満たしている場合も可とする。

（オ）、（カ）及び（キ）を満たす者が 1 者の場合、当該者が主として建設業務を実施すること。（オ）、（カ）及び（キ）を満たす者がそれぞれ異なる場合、（オ）を満たす者が地下駐車場の建設業務を実施し、（カ）及び（キ）を満たす者が広場の建設業務を実施すること。

- (ア) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者（共同企業体で A ランクの企業を除く。）であること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 配置する監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者であること。
- (エ) 配置する監理技術者は、建設業務にあたる企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。
- (オ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、延べ床面

積 2,000 m<sup>2</sup>以上の地下駐車場の新築、増築または改築工事を施工した実績を有する者であること。(地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上であること)。なお、共同事業体としての実績は、本施設の建設業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

(カ) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格「造園工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者(共同企業体で A ランクの企業を除く。)であること。

(キ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の整備工事を施工した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の建設業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

- ・都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省第 49 号)第 7 条第 5 項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
- ・都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 2 条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について(昭和 51 年建設省都市局長通達)に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

#### ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての者(広場の工事監理業務を実施する者は除く。)が満たし、1 者以上が(ウ)を満たすこと。広場の工事監理業務を実施する者は(エ)及び(オ)を満たすこと。なお、(ウ)、(エ)及び(オ)を 1 者が満たしている場合も可とする。

(ウ)、(エ)及び(オ)を満たす者が 1 者の場合、当該者が主として工事監理業務を実施すること。(ウ)、(エ)及び(オ)を満たす者がそれぞれ異なる場合、(ウ)を満たす者が地下駐車場の工事監理業務を実施し、(エ)及び(オ)を満たす者が広場の工事監理業務を実施すること。

(ア) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、管理技術者(設計)として同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

(ウ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡し完了した延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の地下駐車場の新築、増築または改築にかかる設計または工事監理の実績を有する者であること。(地下駐車場を含む建築物である場合は、これに該当する用途の延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上であること)。なお、共同事業体としての実績は、本施設の工事監理業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

(エ) 令和 7・8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・

品目「建設コンサルタント」の認定を受けており、うち「造園」を選択していること。

(オ) 平成 22 年度以降に元請或いは共同企業体を構成している企業として、次のいずれかの要件を満たす公園の設計または工事監理を履行した実績を有するものであること。なお、共同事業体としての実績は、本施設の工事監理業務を行う企業が当該の実績において中心的な役割を担っていたことを証明できるものであること。

- ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省第 49 号）第 7 条第 5 項に基づき定める近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園
- ・都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 2 条及び都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（昭和 51 年建設省都市局長通達）に基づき設置する近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園又は広域公園

#### (5) 参加資格要件を欠いた場合の措置及び応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、次のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

## 2 応募に係る留意事項等

### (1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

### (2) 費用負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### (3) 提出資料の取扱い

ア 事業提案書の取扱い

入札参加者から提出された事業提案書は、返却しないものとする。

#### イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

#### ウ 資料の公開

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく行政文書公開請求の対象となる。行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定は、名古屋市情報公開条例等に基づき市が行い、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

#### エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

#### オ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差替えまたは再提出は、市が指示する場合を除き、認めないものとする。

#### カ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、書類の追加提出を求めることがある。

### （４）市からの提供資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

### （５）虚偽を記載した場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

### （６）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

## 3 予定価格

金 8,506,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

#### **4 入札価格等に係る消費税等の取扱い**

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

#### **5 入札価格の積算基準時点**

入札価格の積算基準時点は、本事業の入札公告の日とする。

## 第5 事業者の募集及び選定の手順

### 1 事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定は、次の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和8年4月8日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和8年4月23日	現地見学会参加申込締切 入札説明書に関する質問受付締切（参加資格）
令和8年5月7日	現地見学会の実施 入札説明書に関する質問回答の公表（参加資格）
令和8年5月14日	入札説明書等に関する質問受付締切（参加資格を除く） 参加表明書及び資格審査書類の提出締切
令和8年5月22日	資格審査結果の通知
令和8年6月4日	入札説明書等に関する質問回答の公表（参加資格を除く） 個別見学会の参加申込締切 官民対話の参加申込締切
令和8年6月8日～12日	個別見学会の実施
令和8年6月15日	官民対話の実施
令和8年7月13日	官民対話回答の公表
令和8年8月31日	入札書、事業提案書の受付締切（郵送）※午後5時まで
令和8年9月1日	入札書、事業提案書の受付締切（持参）※午前9時から午前11時まで 開札
令和8年10月下旬	事業提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和8年11月中旬	落札者の決定 審査講評の公表
令和8年11月下旬	仮契約の締結
令和9年3月	契約の締結

### 3 応募手続き等

#### (1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市公式ウェブサイトにおいて公表・交付する。

#### (2) 閲覧・貸与資料の交付

資料の閲覧・貸与について、「様式 1-1 閲覧・貸与資料交付申込書」及び「様式 1-2

秘密保持誓約書」の提出を条件として、以下のとおり行う。閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、事前に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課に連絡すること。

なお、実施方針第2の3(3)に基づき閲覧・貸与資料の交付申込を行った者は、再度の提出は不要とし、閲覧・貸与資料の追加があった場合には別途通知する。

#### 【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式 1-1 閲覧・貸与資料交付申込書」及び「様式 1-2 秘密保持誓約書」を次の「閲覧・貸与資料の交付」に記載する受付期間内に、閲覧・貸与場所に直接または郵送等にて提出すること。閲覧・貸与資料の交付方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

#### 【閲覧・貸与資料の交付】

受付期間：令和8年4月8日～入札書・事業提案書の受付締切（令和8年9月1日）まで

閲覧・貸与場所：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課（第10の3参照）

#### 【廃棄・返却】

閲覧・貸与資料の交付を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄または返却し、「様式 1-3 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を入札書・事業提案書の受付締切（令和8年9月1日）までに、名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課に直接又は郵送等にて提出すること。

### (3) 現地見学会の参加申込

本事業への参入促進のため、次のとおり現地見学会を開催する。現地見学会の概要及び日程等については、現地見学会の参加申込者に対して、別途連絡する。

#### 【参加申込】

受付期間：令和8年4月8日～4月23日午後5時まで

提出先：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課（第10の3参照）

提出方法：「様式 1-4 現地見学会参加申込書」を電子メールにて上記に提出すること。

なお、電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業】現地見学会参加申込書」と記入すること。

### (4) 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

#### ア 参加資格に関する質問受付及び回答公表

入札説明書について、参加資格に関する質問を下記の期間において受け付ける。提出先・提出方法は、以下のとおり。

なお、本事業に係る内容及び参加資格以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月7日に市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

#### 【質問の受付】

受付期間：令和 8 年 4 月 8 日～4 月 23 日午後 5 時まで

提出先：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第 10 の 3 参照)

提出方法：「様式 1-5 参加資格に関する質問書」に質問を記入の上、電子メールにて上記に提出すること。

なお、電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業】参加資格に関する質問書」と記入すること。

#### イ 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表（参加資格を除く）

入札説明書等に関する質問について、下記の期間において受け付ける（参加資格を除く）。提出先・提出方法は、以下のとおり。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 8 年 6 月 4 日に市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。

#### 【質問の受付】

受付期間：令和 8 年 4 月 8 日～5 月 14 日午後 5 時まで

提出先：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第 10 の 3 参照)

提出方法：「様式 1-6 入札説明書等に関する質問書」に質問を記入の上、電子メールにて上記に提出すること。

なお、電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。

#### (5) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）

応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

入札参加表明書及び資格審査書類などの提出書類は、第 9 の 2 (1) を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

#### 【参加表明の受付】

提出期間：令和 8 年 4 月 8 日～5 月 14 日（参加資格確認基準日）まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

提出場所：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第 10 の 3 参照)

その他：参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。

持参による場合は、事前に電話で連絡することとする。郵送による場合は、書留郵便とし、令和 8 年 5 月 14 日午後 5 時までに必着とする。

#### (6) 資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和8年5月22日に応募者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## (7) 個別見学会及び官民対話の実施

### ア 個別見学会の実施

市は、資格審査通過者を対象に個別見学会を実施する予定である。

個別見学会は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1グループあたりの参加人数は10名までとする。

個別見学会は、主に以下の事項を目的として実施する予定である。個別見学会の概要及び日程等については、個別見学会の参加申込者に対して、別途連絡する。

#### 【実施目的】

- ①既存施設の詳細について現場確認する機会を設ける
- ②本事業において市が要求するサービス水準未達の防止
- ③上記をもって創意工夫の発揮により優れた提案を求めること

#### 【参加申込】

受付期間：令和8年5月22日～6月4日午後5時まで

提出先：名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第10の3参照)

提出方法：「様式1-7 個別見学会参加申込書」を電子メールにて上記に提出すること。

なお、電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業】個別見学会参加申込書」と記入すること。

### イ 官民対話の実施

市は、資格審査通過者を対象に官民対話を実施する予定である。

官民対話は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1グループあたりの参加人数は10名までとする。

官民対話は、主に以下の事項を目的として実施する予定である。官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加申込者に対して、別途連絡する。官民対話の正式な結果（事業者からの質問及びそれに対する市の回答）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、民間事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

#### 【実施目的】

- ①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）に対する理解の促進
- ②本事業において市が要求するサービス水準未達の防止
- ③官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化
- ④上記をもって創意工夫の発揮により優れた提案を求めること

#### 【参加申込】

受付期間：令和8年5月22日～6月4日午後5時まで

提出先:名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第10の3参照)  
提出方法:「様式1-8 官民対話参加申込書」を電子メールにて上記に提出すること。  
なお、電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業】官民対話参加申込書」と記入すること。

#### (8) 入札の辞退

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、事業提案書の提出期限日までに、様式集の「様式3-1 入札辞退届」を名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課に提出すること。

#### (9) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、第9の4に示す入札時の提出書類を市に提出する。提出は、応募者の代表企業が持参または郵送により行うこととし、電子メールでは受け付けない。

持参による場合は、事前に名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課に連絡すること。入札時に提出する提案書類に関する詳細は、第9の4を参照のこと。

なお、入札保証金は、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

##### 【持参による場合】

受付期間:令和8年9月1日午前9時から午前11時まで

提出場所:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長部局入札室(名古屋市役所西庁舎12階)

提出方法:入札書を封筒に入れて封印し、封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、事業提案書とともに提出すること。

##### 【郵便による場合】

受付期間:令和8年8月31日午後5時(必着)

提出場所:名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課(第10の3参照)

提出方法:二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

#### (10) 開札日時及び開札場所

開札時間:令和8年9月1日午前11時20分

開札場所:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長部局入札室(名古屋市役所西庁舎12階)

立会い:開札は、応募者の代表企業の立会いの下に行う。ただし、応募者の代表企業が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

### (11) 入札の取り止め

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、または取り止めることがある。

なお、後日、入札に係る不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

### (12) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- イ 提出書類（参加表明書、資格審査書類等）に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札保証金を要する入札について、入札時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札
- エ 記名押印のない入札を行い、又は記入事項を判読できない入札
- オ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- カ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- キ その他入札の条件に違反した入札

## 第6 落札者の決定等

### 1 審査に関する基本的な考え方

総合評価委員会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。また、市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、市又は総合評価委員会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う。

### 2 評価体制

事業提案書の評価は、総合評価委員が行い、入札参加者に対してヒアリングを行う。

総合評価委員は、以下の5名とする。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、総合評価委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は、応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 客員教授
委員	加藤 義人	岐阜大学 客員教授
委員	佐藤 久美	名古屋国際工科専門職大学工科学部 教授
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
委員	水谷 香織	名古屋学院大学現代社会学部 准教授

（委員は五十音順、敬称略）

### 3 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を充足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

#### （1）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加資格要件等の具備を市において確認し、その結果を各応募者に通知する。

資格審査の結果、参加資格要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加資格要件等は、第4の1を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。なお、提案様式等の詳細は、様式集を参照のこと。

#### （2）提案審査

##### ア 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。なお、基礎審査の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

#### イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の事業提案書に対して、提案内容に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行う。最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

#### 4 事業提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容に関する理解向上を目的として、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、入札参加者によるプレゼンテーションの場を設ける。同時に、提案内容の確認のため、質疑応答をはじめとしたヒアリングを実施する。

実施時期：令和 8 年 10 月下旬（予定）

実施内容：後日、日時、場所、実施方法等を、入札参加者の代表企業に連絡する。

#### 5 落札者の決定・公表

市は、総合評価委員会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は、次のとおりとする。

構成員	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	--------------------------

※不正 2 事由

- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・本市との契約に関して（本事業の契約以外のものを含む。）贈賄・談合等、著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、次のとおりとする。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

#### 6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計・工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

## 7 事業の取消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者または入札参加者がいない場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

## 第7 契約に関する基本的な考え方

### 1 設計・工事請負契約の締結

市は、落札者と設計・工事請負契約仮契約書（案）に基づき、令和8年11月下旬（予定）に仮契約を、令和9年3月（予定）に本契約を締結するものとする。仮契約締結を行う際に、本事業の契約に関する確認を行う。その際に、既存施設の改修に係る業務の工事費内訳明細書を提出すること。

なお、設計・工事請負契約の締結に係る落札者の印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、第6の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

### 2 市会の議決等

市は、落札者と仮契約を締結した後、市会の令和9年2月定例会に設計・工事請負契約の締結に関する議案を上程し、議決を経て、設計・工事請負契約を締結する予定である。

### 3 契約保証金の納付

事業者は、設計・工事請負契約の締結に当たっては、設計・工事請負契約書に定める契約保証金を納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合は、この限りでない。

## 第8 事業実施に関する事項

### 1 保険

事業者は、要求水準書「別紙 05 事業者が加入すべき保険」に示す要件を満たす保険を付保すること。

### 2 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、適正にリスクを分担し、事業に係る総リスクを低減することで、より質の高いサービスの提供を目指すものとする。

事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由があるものは、市が責任を負うものとする。

なお、設計・工事請負契約仮契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

### 3 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び入札説明書等に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

### 4 資格者の配置

事業者は、入札説明書等に示す要件を満たす資格取得者を配置すること。

### 5 モニタリングに関する事項

#### (1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法

ア 市は、要求水準の達成状況等を把握するために、モニタリングを行う。

イ モニタリング実施の具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書「別紙 04 モニタリング基本計画書」において示す。なお、実施方法の詳細は、設計・工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い、決定するものとする。

#### (2) モニタリングの費用の負担

ア 市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。

イ 事業者は、市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。

ウ 事業者のセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担によるものとする。

#### (3) モニタリングの結果に対する措置

ア モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は、設計・工事請負契約書の規定及び要求水準書「別紙 04 モニタリング基本計画書」の定めに従い、事業

者に対して改善勧告を行い、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。

イ 市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善期限を経過しても改善されない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することができる。

## 6 その他事業実施に際して必要な事項

### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

### (2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 7 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに設計・工事請負契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。

### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務内容が、事業提案書及び入札説明書等に規定する要求水準を満たさない場合、設計・工事請負契約書で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善計画の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することができる。この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

### (2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

設計・工事請負契約書に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、設計・工事請負契約を解除することができる。この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

### (3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は不可抗力等による履行不能の範囲において、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

## 第9 提出書類

### 1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類

閲覧・貸与資料を希望する場合には、申込時及び廃棄時に次の書類を提出すること。

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書

現地見学会への参加を希望する場合は、電子メールにて提出すること。

様式 1-4	現地見学会参加申込書
--------	------------

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

様式 1-5	参加資格に関する質問書
様式 1-6	入札説明書等に関する質問書

個別見学会、官民対話への参加を希望する場合は、電子メールにて提出すること。

様式 1-7	個別見学会参加申込書
様式 1-8	官民対話参加申込書

### 2 入札参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類

#### (1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

入札参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

「別紙1 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体取扱要領」に基づく「第1号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）」または「第2号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）」については、その他必要書類を添付したものを1部提出すること。

様式 2	表紙
様式 2-1	入札参加表明書
様式 2-2	委任状 ※代表企業への委任
様式 2-3	入札参加資格確認申請書兼誓約書
様式 2-4	入札参加者構成表
	第1号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体協定書（分担実施方式）
	第2号様式 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業共同企業体協定書（分担共同実施方式）
様式 2-5	添付資料提出確認書
様式 2-6	暴力団対策に係る誓約書

様式 2-5 (添付資料)			
構成員は、様式 2-5 を参照の上、資格審査書類(資格証明書及び次の各書類をいう。)のうち、それぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。			
	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員	任意
2	名古屋市税の納税証明書	全ての構成員	任意
3	消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての構成員	任意
4	商業登記簿謄本(現在事項証明書)	全ての構成員	任意
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第4の1(4)ア(ウ)に定める配置予定の管理技術者の資格及び恒常的な雇用関係があることを証する書類	設計業務を行う者	任意
C	第4の1(4)ア(エ)に定める配置予定の技術者の資格及び恒常的な雇用関係があることを証する書類	設計業務を行う者	任意
D	第4の1(4)ア(オ)に定める設計の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	設計業務を行う者	任意
E	第4の1(4)ア(キ)に定める設計の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	設計業務を行う者	任意
F	特定建設業の許可を証する書類	建設業務を行う者	任意
G	第4の1(4)イ(ウ)に定める配置予定の技術者の資格、実績等を証する書類	建設業務を行う者	任意
H	第4の1(4)イ(エ)に定める配置予定の技術者の恒常的な雇用関係があることを証する書類	建設業務を行う者	任意
I	第4の1(4)イ(オ)に定める建築工事の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	建設業務を行う者	任意
J	第4の1(4)イ(キ)に定める公園工事の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	建設業務を行う者	任意
K	第4の1(4)ウ(イ)に定める配置予定の管理技術者の資格及び恒常的な雇用関係があることを証する書類	工事監理業務を行う者	任意
L	第4の1(4)ウ(ウ)に定める設計または工事監理の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	工事監理業務を行う者	任意
M	第4の1(4)ウ(オ)に定める設計または工事監理の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	工事監理業務を行う者	任意

※ 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類(様式任意)も提出すること。

## (2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて次の書類を3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

様式 2-7	参加資格がないと認めた理由の説明要求書
様式 2-8	構成員の変更申請書兼誓約書

## 3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、次の書類を1部提出すること。

様式 3-1	入札辞退届
--------	-------

## 4 入札時の提出書類

入札時の提出書類は、次のとおりである。詳細は、様式集を参照すること。

様式 4～4-3	入札全般に関する提出書類
様式 5-1～5-3	入札価格に関する提出書類
様式 6～6-4	入札価格の内訳に関する提出書類
様式 7～7-4-1	提案内容（入札価格を除く。）評価の審査に関する提案書
様式 8～8-20	施設計画書（図面集等）
様式 9～9-1	提案概要書

## 第10 その他

### 1 情報の提供

本事業に関する情報提供を市公式ウェブサイトにおいて随時行う。

### 2 設計・工事請負契約に違反した場合の取扱い

設計・工事請負契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

### 3 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

電話 052-972-3263

メールアドレス a3263@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1017437/1017485/1043995.html>

※入札説明書等の内容について、電話での直接回答は行わない。